

令和8年5月11日

# 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

# 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和8年5月11日（月）

午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：高森町役場 庁舎2階 第1・2委員会室

3、出席委員

1番	松岡 浩吉	2番		3番	後藤 賢治
4番		5番	住吉 栄男	6番	杉田 年徳
7番	瀬井 悦老	8番	津留 孝二	9番	野尻 昭生
10番	芹口 民雄	11番	欠番	12番	篠田 晶子
13番	中川 和子	14番			

4、欠席委員 2番 中川 浩志

4番 冨永 安弘

14番 安藤 吉孝

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名に関する件

第2 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

第3 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件

第4 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件

6、農業委員会事務局職員

係長 今村 翔太

事務局 ただいまから令和8年度、第2回高森町農業委員会総会を開会したいと思います。

本日は、農業委員13名中10名が出席しております。

2番(中川 浩志)委員、4番(富永 安弘)委員、14番(安藤 吉孝)委員からは欠席のご連絡がっております。

過半数の出席で総会設立となりますので、総会が設立したことを御報告させていただきます。

それでは、会長のご挨拶をよろしくお願ひします。

会 長 お忙しい中お集まり頂きまして有難うございます。

5月に入りまして田植等も大分忙しくなってきたのではないかなと思います。

テレビ等では、米が余り、値段が下がってきているとのこと、農家にとって、これがどういうふうに動くのか心配なところもありますけど、希望を持って農業を頑張っていきたいと思ひます。

それでは総会を開催したいと思ひますので、皆さんよろしくお願ひします。

事務局 会長ありがとうございました。

それでは議事の方を会議規則第4条の規定により、会長が議長となりますので、会長に議事の進行をお願いしたいと思います。

よろしくお願ひします。

議 長 はい。では、ただいまより議事を始めたいと思ひます。

### 「議第3号」

事務局 高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員の指名に関する件。

本委員会の決定に附する。

令和8年5月11日提出、高森町農業委員会会長 芹口 民雄

議 長 では、3番(後藤 賢治)委員と、4番(富永 安弘)委員が欠席ですので5番(住吉 栄男)委員に議事録署名をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

### 「報告第2号」

事務局 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

別紙のとおり本委員会に報告する。

令和8年5月11日提出、高森町農業委員会会長 芹口 民雄

議 長 はい。これは私の件ですけども、報告ですので事務局のほうから御説明をお願いいたします。

事務局 事務局から説明いたします。

4ページから5ページをお開きください。

番号1、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、相続

人、届出日、あっせん希望については下記のとおり、届出事由につきましましては親から子への相続になります。

補足資料は、3 ページの赤枠で囲った筆になります。

事務局からの説明は以上です。

議長 はい。相続ですので私からお礼を言います。よろしくお願ひします。

(複数委員) はい。

議長 では、「議題第4号」

事務局 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和8年5月11日提出、高森町農業委員会会長 芹口 民雄

議長 はい。では御説明を5番(住吉 栄男)委員さんをお願いいたします。

5番委員 借受人貸出し人等情報につきましては、このとおりです。

あと、賃貸設定になり、契約期間は5年間、令和8年6月1日から令和13年5月31日まで5年間となっております。

事務局 事務局から補足いたします。

5番(住吉 栄男)委員が言われた分の補足資料は5ページから6ページになります。

この基準につきましては、申請書及び全部事項証明書欄に記載の情報から農地法第3条の2要件のうち、農作業常時従事要件、調和要件などの要件を満たしております。

以上のことから、総合的に見て申請については相当であると判断しております。

事務局の補足は以上です。

議長 はい。何か御質問ございませんか。

何をつくっているか、何をつくらうとしているか、など。

5番委員 今回の営農計画につきましてはニンニクです。もともと八代の法人で、向こうでは冬春トマトですね、ミニトマトとニンニクを作っていると聞いております。

議長 はい。何か御質問は他にありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 なければ可決したいと思います。よろしいでしょうか。

(複数委員) はい。

議長 では、「議題第5号」

事務局 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和8年5月11日提出、高森町農業委員会会長 芹口 民雄

議長 では、これも5番(住吉 栄男)委員の説明をお願いいたします。

5番委員 内容につきまして、譲受人、譲渡人、転用の理由につきましてはこのとおりです。  
補足資料につきましては、8ページ、9ページであります。  
以上です。

事務局 事務局から補足いたします。  
この案件は、もともと平成元年3月6日に別荘を建てるということで、農地法の第5条許可を受けていた案件であります。  
その事業計画者の方がお亡くなりになり、別荘の建設ができなかったことが理由で、譲受人さんが蓄電所として事業計画の変更申請が提出され、令和8年2月5日に県から事業計画の変更承認がおりています。  
申請書に事業計画書、位置図、見取図排水計画などが添付されており、その内容から一般基準について、事務局は申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無について、適当または確実であると判断しています。  
申請地は農業公共投資の対象になっていない、小集団の生産性が低い第2種農地であることから、立地基準についても問題ないと判断しています。  
土地の選定理由ですが、電気事業者との契約に必要な系統接続できる電線の近くに位置する必要がある、同規模の土地を探したところ、ここしか見つけることができなかったと思っております。  
事業の目的及び必要性については、夜間の電力を蓄電して電力使用量の多い時間帯の平準化を行う蓄電池であり、環境安全面に優れ、電力の平準化を行うことができるものとなっております。  
給排水計画については給水の計画はございません。生活雑排水、汚水については、雨水ないし生活雑排水は発生しませんし、汚水も発生しません。  
被害防除計画造成中の被害防除方策ですが、今回、蓄電池所を建設するに当たり、雨水は場内に自然浸透するため被害がおよぶことはないと思われるが、万一発生した場合は申請人が責任を持って対応する。  
完成後の被害防除方策は、粉じん等による付近の農業等への影響を阻む対策ですが、土砂の流出及び崩壊については、自然排水浸透のため特に被害が及ぶことはないと考えており、周辺の土地造成については支障がないよう廃材等が発生し作物に影響が懸念されるものの処理については十分注意して施工を行う。  
万一発生した際は、申請人が責任を持って対応する。

また騒音については、近隣住居の方向に向けないなどの配慮を行い、必要があればパネルを設置する。施工にも配慮を行い、責任を持って対応するとなっております。

また、日照、通風、耕作等の影響についてですが、近隣農地へ配慮しており、日照等に影響がないように留意し、周辺農地に万一被害が発生した場合は、申請者が責任を持って迅速に対応するとなっております。

今回の事業計画については、以上となっております、農地法的には、全ての要件を兼ね備えており、許可相当と判断しております。以上です。

議長 事務局から御説明がありました。全責任は業者さんにあり、農業委員会としては書類がちゃんと揃っているということの事務局からの御説明でございました。

何か御質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 なければ、これも可決したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(複数委員) はい。

議長 何かほかにはありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 なければ、これで終わりたいと思います。